

蟹江町公式ウェブサイトに掲載する広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、蟹江町広告掲載要綱（以下「要綱」という。）及び蟹江町広告掲載基準（以下「基準」という。）の規定に基づき、蟹江町（以下「町」という。）が公開及び管理するウェブサイト（以下「町ウェブサイト」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 掲載する広告は、バナー広告（町ウェブサイトに表示する広告画像で、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）の指定するウェブサイトにリンクするものをいう。以下「広告」という。）とする。

(広告の掲載位置)

第3条 広告は、トップページ下部に常時掲載するものとする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告を掲載する期間は、原則として1箇月単位とし、連続する掲載期間は、当該年度内とする。

2 広告の掲載開始日及び時間は、月の初日の午前中とし、掲載終了日及び時間は、次月の初日の午前中とする。

3 前項の規定に関わらず、広告の掲載開始日又は掲載終了日が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日までの日に当たるときは、その直後の蟹江町役場開庁日を掲載開始日又は掲載終了日とする。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大きさ 縦64ピクセル×横152ピクセル
- (2) データ容量 30キロバイト以内
- (3) データ形式 GIF又はJPEGの静止画

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、町ウェブサイト等により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 町ウェブサイトへの広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、蟹江町公式ウェブサイト広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に町長が別に定める書類を添付して、掲載希望月の初日の20日前までに町長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第8条 町長は、申込書の提出があったときは、速やかに広告掲載の可否を決定するものとする。この場合において、町長は、必要に応じて蟹江町広告審査委員会の審査に付し、その結果を参考として可否を決定するものとする。

2 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を蟹江町公式ウェブサ

イト広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（広告掲載料）

第9条 広告掲載料（以下「掲載料」という。）の額は、1広告当たり月額7,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 広告を同一年度内に11箇月以上連続して掲載する場合の掲載料の年額は、1広告当たりそれぞれ月額10倍の額（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

3 広告主は、町長が指定する期日までに広告を掲載する年度分の掲載料を一括して納付するものとする。

（広告原稿の作成等）

第10条 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成し、町長が指定する期日までに提出するものとする。

（広告内容等の変更）

第11条 町長は、広告の内容、デザイン、リンク先のウェブサイトの内容等が法令等に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めるものとする。

（広告主の届出義務）

第12条 広告主は、次の各号のいずれかに該当するときは、蟹江町公式ウェブサイト広告申込内容変更届（様式第3号）により、変更等を希望する日の10日前までに町長に届け出なければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 広告を差し替えるとき。

(2) リンク先ウェブサイトのアドレスを変更するとき。

(3) リンク先ウェブサイトに障害が発生したとき。

(4) 前3号に規定するもののほか、申込書又は添付書類の記載内容に変更があったとき。

（広告掲載の取消し等）

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消し、又は広告の掲載を一時停止することができる。

(1) 町長が指定する期日までに掲載料を納付しないとき又は納付する見込みがないとき。

(2) 町長が指定する期日までに広告原稿が提出されないとき。

(3) 広告主から掲載取下げの申出があったとき。

(4) 広告の内容又はリンク先ウェブサイトの内容等が変更され、要綱及び基準に抵触する場合であって、町長が必要と認めるとき。

(5) 前各号に規定するもののほか、掲載内容がこの要領に適合していないと町長が判断したとき。

2 町長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したとき又は広告の掲載を一

時停止したときは、蟹江町公式ウェブサイト広告掲載取消し等通知書（様式第4号）により広告主に通知するものとする。

（損害賠償請求）

第14条 前条第1項第4号及び第5号に該当する事由により町が被害を被った場合は、町長は、広告主に対し損害賠償を請求することができるものとする。

（広告掲載の取下げ）

第15条 広告主は、自己の都合により町ウェブサイトへの広告掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は蟹江町公式ウェブサイト広告掲載取下届（様式第5号）により広告掲載の取下げを希望する1週間前までに町長に届け出なければならない。

（広告掲載料の還付）

第16条 広告主の責めに帰すことができない理由により、町が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載料を還付する。ただし、掲載できなかった日数が1日未満の場合、天災、停電、通信回線の事故等町の責めに帰すことができない場合又はサーバ等の機器の保守若しくは工事を行う場合は、この限りでない。

2 前項の規定により還付する掲載料は、月額額の30分の1に相当する額をもって日額とみなし、日割りによって得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

3 掲載料の還付を受けようとする者は、蟹江町公式ウェブサイト広告掲載料還付請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（広告主の責任等）

第17条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

（委任）

第18条 この要領に定めるもののほか、町ウェブサイトへの広告掲載に関して必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要領は、平成20年11月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年12月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年5月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の際現に改正前の蟹江町公式ウェブサイトに掲載する広告取扱要領の規定に基づいて作成されている申込書その他の用紙は、改正後の蟹江町公式ウェブサイトに掲載する広告取扱要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

1 この要領は、令和6年2月1日から施行する。

2 この要領の施行の際現に改正前の蟹江町公式ウェブサイトに掲載する広告取扱要領の規定に基づいて作成されている申込書その他の用紙は、改正後の蟹江町公式ウェブサイトに掲載する広告取扱要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。